

○松江市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成20年3月31日

松江市条例第21号

改正 平成23年7月5日条例第56号

平成24年3月27日条例第15号

(設置)

第1条

市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、松江市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松江市立中央図書館	松江市西津田六丁目5番44号
松江市立島根図書館	松江市島根町加賀1414番地
松江市立東出雲図書館	松江市東出雲町揖屋1139番地2

(図書館の事業)

第3条 図書館は、法第3条の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 図書、記録、郷土資料、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、市民の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の目録を整備すること。
- (3) 図書館資料について、その利用のための相談に応ずること。
- (4) 読書会及び研修会等を開催するとともに、その奨励を行うこと。
- (5) 時事等に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (6) 学校、公民館等と緊密に連絡し、協力すること。

(7) 前各号に定めるもののほか松江市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要であると認めること。

（入館の制限）

#### 第4条

委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 感染性の疾患があると認められる者
- (2) めいていして他人に迷惑をかけるおそれのある者
- (3) 他人に危害又は迷惑をかける行為をする者
- (4) 動物（身体障害者補助犬を除く。）を携行している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると委員会が認める者

（入館者の遵守事項）

第5条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 館内外を不潔にしないこと。
- (4) 定められた場所以外には出入りしないこと。
- (5) 委員会の指示に従うこと。

（図書館協議会）

#### 第6条

法第14条第1項の規定に基づき、松江市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、委員会が任命する。

- 3 協議会の委員の定数は、15人以内とする。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に次項の規定による改正前の松江市総合文化センターの設置及び管理に関する条例（平成17年松江市条例第164号）の規定に基づいて任命されている松江市立図書館協議会の委員は、この条例の規定により任命された松江市立図書館協議会の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期については、なお従前の例による。

(松江市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 3 松江市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成23年7月5日松江市条例第56号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日松江市条例第15号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。